

別表（第5項関係）

業績の種類	日本学生支援機構が定める評価基準	筑波大学大学院が定める評価項目	
		大学院における教育研究活動等に関する業績	専攻に関連した学外における教育研究活動に関する業績
1号 「学位論文その他の研究論文」	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容等の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	① 論文が、筑波大学学生表彰に関する法人細則による表彰を受けた。 ② 論文が、申請者の所属する研究科等から表彰された。 ③ 論文が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。	④ 論文が、国内外の権威ある学術誌に掲載され、もしくは掲載が予定されている。 ⑤ 論文に基づく口頭発表ないし講演が、国内外の権威ある学会から表彰された。 ⑥ 論文あるいはそれに基づく口頭発表ないし講演が、学界から高く評価されている。 ⑦ 論文を主とする研究成果が評価された結果、日本学術振興会の特別研究員等に採用された。 ⑧ 論文を主とする研究成果が評価された結果、研究助成金の採択を受けた。
2号 「大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果」	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること	① 研究の成果が、筑波大学学生表彰に関する法人細則による表彰を受けた。 ② 研究の成果が、申請者の所属する研究科等から表彰された。 ③ 研究の成果が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。	④ 研究の成果が、国内外の権威ある学術誌に掲載され、もしくは掲載が予定されている。 ⑤ 研究の成果に基づく口頭発表ないし講演が、国内外の権威ある学会から表彰された。 ⑥ 研究の成果あるいはそれに基づく口頭発表ないし講演が、学界から高く評価されている。 ⑦ 研究の成果を主とする研究成果が評価された結果、日本学術振興会の特別研究員等に採用された。 ⑧ 研究の成果を主とする研究成果が評価された結果、研究助成金の採択を受けた。
3号 「大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果」	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること	① 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに関連分野の基礎的素養に関する試験の結果が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。 ② 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力に関する審査の結果が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。	
4号 「著書、データベースその他の著作物（第1号及び第2号に掲げるものを除く。）」	第1号及び第2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること	① 著作物等が、筑波大学学生表彰に関する法人細則による表彰を受けた。 ② 著作物等が、申請者の所属する研究科等から表彰された。 ③ 著作物等が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。	④ 著作物等が、国内外の権威ある学会、学術助成団体等から表彰された。 ⑤ 著作物等が、社会的に高く評価されている。 ⑥ 著作物等が、学術助成団体等による出版助成が認められた。 ⑦ データベースが権威あるコンテスト等で優秀な成績を収めた。
5号 「発明」	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること	① 発明、発見、新技術等が、筑波大学学生表彰に関する法人細則による表彰を受けた。 ② 発明、発見、新技術等が、発明委員会等で特に優秀であると認められた。 ③ 発明、発見、新技術等が、申請者の所属する研究科等から表彰された。 ④ 発明、発見、新技術等が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。	⑤ 発明、発見、新技術等が、権威ある学会、学術団体等から表彰された。 ⑥ 発明、発見、新技術等が、権威あるコンテスト等で優秀な成績を収めた。 ⑦ 発明、発見、新技術等が、社会的に評価されている。
6号 「授業科目の成績」	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること	① 授業科目の成績等が特に優秀であると認められ、修業年限が短縮された。 ② 授業科目の成績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。	
7号 「研究又は教育に係る補助業務の実績」	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること	① 実績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で高く評価された。	② 学外の教育研究活動における実績が、社会的に高く評価されている。 ③ 学外の教育研究活動における実績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で高く評価された。
8号 「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること	① 成績が、筑波大学学生表彰に関する法人細則による表彰を受けた。 ② 成績が、申請者の所属する研究科等から表彰された。 ③ 成績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。	④ 最高レベルの国際的な審査会、コンクール等に出品、出場した。 ⑤ 作品、発表が、高いレベルの審査会、コンクール等で優秀な成績を収めた。

<p>9号 「スポーツの競技会における成績」</p>	<p>教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること</p>	<p>① 成績が、筑波大学学生表彰に関する法人細則による表彰を受けた。 ② 成績が、申請者の所属する研究科等から表彰された。 ③ 成績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。</p>	<p>④ 最高レベルの国際的な競技会に出場した。 ⑤ 高いレベルの競技会等で優秀な成績を収めた。</p>
<p>10号 「ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績」</p>	<p>教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること</p>	<p>① 実績が、筑波大学学生表彰に関する法人細則による表彰を受けた。 ② 実績が、申請者の所属する研究科等から表彰された。 ③ 実績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。</p>	<p>④ 実績が、公的団体等から表彰された。 ⑤ 実績が、社会的に高く評価されている。</p>